

2011年8月26日

太平洋セメント株式会社 御中

日本野鳥の会 三重
代表 平井 正志

藤原鉦山およびその周辺次期原料山開発事業に係る環境影響評価準備書に対し下記のとおり意見を申し上げます。

藤原鉦山およびその周辺次期原料山開発事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

事業者がイヌワシ保護に積極的な姿勢を示し、イヌワシ営巣地に近い治田鉦区での採掘を全面的に延期したことについては大いに評価できる。

問題が残るのは山頂鉦区である。準備書に記載されたデータではイヌワシの採餌場所であり、繁殖に影響が出る可能性が残されている。

1. 今回の開発によって影響を受けるイヌワシについての評価

今回の開発対象となる地域を利用しているイヌワシの繁殖成功率は他の地域では見られない高い値を示している。他の地域では20%以下の繁殖成功率であることを思うと、日本全体の中で最も重要なつがいといえる。山頂鉦区は、そのつがいが利用する採餌場所が含まれるため、慎重な今回の事業の影響評価を行う必要がある。

2. 採餌調査についての問題点

A. 御池岳周辺などでの採餌調査の欠如

今回の行動圏調査、採餌調査では御池岳周辺の観察場所がない。御池岳山頂付近は藤原岳山頂付近と同様のカルスト准平原であり、採餌に利用している可能性が高い。しかしこれが見過ごされている可能性が高い。これらについても詳しく調査すべきであった。また、このつがいの北側に生息しているつがいの行動圏とその境界については十分に解明されていない。さらに竜が岳周辺での採餌調査についても調査が後半のみになっており、採餌の調査が全域にわたって調査されたものとは言い難い。これらは事業予定地への採餌依存率の算出に大きな影響を及ぼす。

B. 調査員の存在による影響の無視

イヌワシの行動は人の動きに対して敏感である。調査員がいれば当然それを避けて行動

する。特に採餌についての調査ではそれを考慮する必要がある。鉦区予定地の観察場所、No.1、No.2 および No.2' は観察回数が多い。当然調査員のいる鉦区予定地周辺では採餌が少なくなる。しかし、一般的な目立たないような服装をする程度の対策しかとっておらず、これらの地点での調査結果についてもそのまま、処理されている。観察場所が事業予定地内あるいはその近くであるので、事業予定地への依存率は当然過小評価される。このような影響の予測される調査地を避けるかあるいはそのデータを除外するか、あるいは別に解析するなどの措置が必要である。

3. 観察結果表示および解析の問題点

A. 採餌頻度についての開示および解析の問題

採餌行動については準備書で範囲が図示されているが、範囲内の観察頻度分布は明らかでないし、652 ページの表では単に相対出現頻度別に 2 ランクに分けた値のみを示している。相対頻度が 0.2 以上のメッシュが 12 あるとしてもどのメッシュなのか読者には分からない。すなわち明示されていないデータを元に著述されており、許される表現方法ではない。また、何故 0.2 以上のメッシュ数を問題にするのか根拠が不明である。観察頻度のデータはあるはずなので、メッシュ数に観察頻度を乗じた数値を用いるのがもっとも元データを反映した数値となろう。

B. 数値の妥当性についての評価の欠如

今回の採餌行動の観察例が繁殖期のそれで 45 回、非繁殖期のそれで 34 回であった (p.615)。事業予定区域での観察例数は開示されていないが、おそらく 10 回以下であろう。であれば当然真の依存率 (イヌワシのすべての行動が記録された場合の依存率 = 当然ながら調査ではその一部しか記録していない) からの“揺らぎ”が生じているはずである。この点について理想からすれば、十分な数の観察をすべきであるが、それができなくとも現在のデータをリサンプリング法などで処理し、今回の数値 (事業予定地での採餌の率) がどのような幅に収まるのかを算出すべきである。

4. 調査結果解析の問題点

A. 数値的解析の欠如

事業活動による影響の項目で (P651 line27) 「示した」としているがどれがそれにあたるのか不明である。もしそれが p630 の図 7.1. 10-15 であるならノウサギの推定生息密度とイヌワシの出現圏 (行動圏) を比較していることになる。その前の著述では採餌行動圏を問題にしており、ここも行動圏ではなく、当然採餌圏を問題にすべきであり、ダブルスタンダードであると言わざるを得ない。

したがって P651 「その結果 非常に少なく、ノウサギの餌資源の指標値の減少もほとんどない」と記載されているが、これがどのような解析の結果なのか明らかでない。またど

の程度影響がないのか**数値**で表すべきである。数値評価がないのがこの準備書での決定的な問題点である。これがなければ補償措置の妥当性も論議できない。

B. 餌動物の調査について

餌動物、とりわけ、ノウサギについては糞調査を行い、生息密度を推定している。開示された実際のデータ図からしても事業地域、特に山頂に近い部分にノウサギの密度が高いことが推察できる。しかし、その結果は何ら補償措置の効果の算出に使われていない。

さらに当該つがいの餌動物がどのようなものであるのかの解析もなく、ノウサギ以外の餌についても調査検討が全くされていない。葉の繁茂する時期以降はノウサギの発見率が下がり、ヘビなどの餌に変化するとの研究もある。他の餌動物についても検討すべきであろう。

C. 既存鉱区での採餌について

既存鉱区での採餌について言及している (p651)。山頂鉱区の評価については相対頻度 0.2 以上のメッシュのみを問題にしているが、既存鉱区での採餌利用が相対頻度がどれくらいなのかも図示されていないし、数値化もされていない。これもダブルスタンダードである。どれくらい狩りに利用されているのか検討の余地があろう。また、新規鉱区では当面活発に採掘活動がされ、重機などが動くと考えられ、ほぼ採掘を終わった既存の鉱区とは状況が違おうであろう。ここで採餌が行われるという前提には疑問である。ある程度の採餌は想定できるかもしれないが、今回の補償措置検討の対象から除外すべきである。

D. 山頂鉱区の餌場としての評価について

以上述べたように準備書では数値的な解析がなされていないが、少なくとも準備書に記載された採餌域の相対出現頻度 0.1 以上のメッシュ数では繁殖期のその 13.8%を、相対出現頻度 0.2 以上では 16.7%を山頂鉱区に依存することになり、決して依存率が無視できるほど小さいとは思えない。

なお、メッシュ数に相対出現頻度を乗じた数値ではどのような依存度になるのか元データが公表されていないので、不明である。また、ノウサギの推定生息密度でも山頂鉱区の特 に平坦部では高い (p.629)。これに見合う補償措置が必要であることはいうまでもない。

5. 準備書で示された補償措置について

準備書では代償措置として近隣の森林＝落葉広葉樹林の一部を伐採してギャップを作りイヌワシの餌場としている。このアイデアは日本ですでに実施されているが、3年経つとノウサギの個体数が減少することが明らかにされている (ニホンイヌワシの採餌環境創出を目指した列状間伐の効果 石間妙子他 保全生態学研究第12巻第2号2007年)。

さらに、当該落葉広葉樹林は石灰岩地帯であり、藤原岳登山道付近と同様に林床に多くの貴重な植物が生育していると想定され、たとえ、それらを移植したとしても、伐採によるマイナス効果はぬぐい去ることができない。また、当該地は急峻な斜面であり、当然砂防指定地である。隣接する藤原岳東面では地滑りや土石流の危険があり、麓の集落への影響も懸念されている。防災上からも、十分な検討が必要であろう。

当該イヌワシつがいは竜が岳から御池岳までの極めて広い範囲を採餌域としていると推定される。滋賀県側あるいは山麓も含め、傾斜の緩い植林地など適地を求め、伐採して草地の創出を図るなどの補償措置も考えられよう。補償措置の場所、面積、および手法については再検討すべきである。

あるいはそのような十分な補償措置が困難であるなら、山頂付近の平坦部の温存を図る鉱区の変更も視野に入れて検討すべきであろう。

6. 事後の補償措置効果の検証とその結果にもとづく事業の進め方

以上、今回の準備書は不十分であり、補償措置の効果も未知数である。事後の確実な検討なしに事業を進行させることは極めて危険であり、当該つがいが繁殖不能になる可能性もなくはない。もしこの段階で着工するなら、着工後も随時事後調査結果を検討し、事業の進行に反映させる必要がある。この点の記述が準備書には全くない。

A. 事後の調査

通常の影響評価とそれにもとづく補償措置である程度の効果が期待できるのであれば、ごく簡単な事後調査だけでよいであろうが、今回は補償措置の効果が極めて不確実である。綿密な事後調査とそれにもとづく対策が必要である。

事後のイヌワシ調査は単に繁殖の成否だけでなく、採餌行動を事後も調査し、採掘およびその準備作業により採餌場所、頻度に変化が無いか否かを調査する必要がある。

特に今回対象となるイヌワシの重要性とその採餌場所が失われるということから、創設する森林ギャップ以外にもいろいろな代償措置を実施し、その有効性を確認する必要がある。

本格的な事業が始まる2015年までに代償措置の有効性が確認できない場合は、事業に着手すべきではない。

B. 調査結果の検討

調査結果の検討は単に太平洋セメント社社内で行うだけでは不十分であり、保護団体、行政機関を含めた検討会を持つべきであり、必要に応じて、イヌワシ研究者の意見を聞くべきである。また会議内容、検討結果はイヌワシ営巣に直接関わる部分以外は公表し、ひろく住民、保護団体、専門家、行政部局などの意見を仰ぐべきである。

C. 検討結果に基づく事業の手法、スケジュールの再検討

太平洋セメント社はこれまでも、採掘とイヌワシ繁殖保護を両立させると明言しており、検討結果は当然今後の事業に反映すべきである。採掘事業そのものがイヌワシ繁殖に阻害となり、かつ補償措置がそれを補償できていないと判断された場合には当然、採掘のスケジュール、手法を見直す必要がある。事業者が検討結果に対し、どのような態度をとるのかあらかじめ明確な意志表示をすべきである。しかし、この点は準備書で明示されていない。

7. クマタカへの影響について

クマタカについては行動圏が図示されていない。治田鉦区に近いつがいの営巣、採餌域は改変が少ないと考えられるが、山頂鉦区に近い藤原岳東側山麓で繁殖するつがいが採餌域を減少させ、影響を受ける可能性が高い。事後調査で繁殖の成否を監視する必要がある。

以上